

## 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、医療DXを推進し質の高い医療を提供するための体制を整備しています

- ・オンライン請求の実施
- ・明細書の無償交付
- ・オンライン資格確認システムを通じて、患者様の薬剤情報・特定健診情報などを取得、活用して診療を行っています

これらにより、正確な情報に基づいた診療を実施しています

おさだクリニック

# 投薬についてのお知らせ

当院では、患者様の状態に応じ

28 日以上の長期処方を行うこと

リフィル処方せんを発行すること

上記のいずれも対応可能です

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、患者様の病状に応じて、医師の判断となります。

【参考】保健医療機関及び保健医療用担当規則(厚生労働省)

第 20 条第 2 号投薬

ハ 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに 1 回 14 日分、30 日分又は 90 日分を限度とする。

おさだクリニック

## 介護保険施設等連携往診加算について

当院では、下記の介護保険施設等と協力体制を講じ、定期的な訪問診療を行うとともに、患者様の病状の急変等に対応しております。

それに伴い、患者様の同意を得てICT等を活用し、患者様の診療情報や急変時の対応方針について、常に確認できる体制をとっております。

### 【連携施設等】

- ・ 特別養護老人ホーム いけだの里

## 一般名処方をお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

令和5年4月

医療機関名： おさだクリニック 院長 長田高典

---



「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することといたしました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、H30年4月1日より、明細書を無料で発行することといたしました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

おさだクリニック

院長

